令和２年４月オレンジ勉強会

事件検討会（信託法概要）

令和２年４月１７日
弁護士　尾形　駿

第１　信託目的

１　意義

信託によって達成しようとする基本的な目的であり，信託財産の管理・処分等を行う際の判断基準となる。すなわち，受託者が信託事務を行う際の指針となり，受託者の権限内の行為となるかの判断基準となる。

２　信託法の規定

（定義）
第２条　この法律において「信託」とは，次条各号に掲げる方法のいずれかにより，特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいう。
（受託者の権限の範囲）
第２６条　受託者は，信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし，信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。
（信託の終了事由）
第１６３条　信託は，次条の規定によるほか，次に掲げる場合に終了する。
①　信託の目的を達成したとき，又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
②　以下省略

３　本件信託契約

第１条（信託目的）参照。

第２　信託行為

１　意義

信託を設定するための法律行為を意味し，具体的な方法としては，①信託契約，②遺言による信託，③自己信託（信託宣言）がある。

なお，実務上は，信託契約による方法がほとんどである。

2　信託法の規定

（信託の方法）

第３条　信託は，次に掲げる方法のいずれかによってする。

①　特定の者との間で，当該特定の者に対し財産の譲渡，担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法

②　特定の者に対し財産の譲渡，担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法

③　特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的，当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものによってする方法

3　本信託

第２条（信託契約）参照。

第３　信託財産

1　意義

「信託財産」とは，受託者に属する財産であって，信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう（信託法２条３号参照）。

なお，「固有財産」とは，受託者に属する財産であって，信託財産に属する財産でない一切の財産をいう（信託法２条８号参照）。

2　信託法の規定

（定義）

第２条

③　この法律において「信託財産」とは，受託者に属する財産であって，信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。

⑧　この法律において「固有財産」とは，受託者に属する財産であって，信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。

（信託財産に属する財産の対抗要件）

第１４条　登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については，信託の登記又は登録をしなければ，当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

（信託財産の範囲）

第１６条　信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか，次に掲げる財産は，信託財産に属する。

①　信託財産に属する財産の管理，処分，滅失，損傷その他の事由により受託者が得た財産

②　省略

（信託財産に属する財産の付合等）

第１７条　信託財産に属する財産と固有財産若しくは他の信託の信託財産に属する財産との付合若しくは混和又はこれらの財産を材料とする加工があった場合には，各信託の信託財産及び固有財産に属する財産は各別の所有者に属するものとみなして，民法第２４２条から第２４８条までの規定を適用する。

第１８条　信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなった場合（前条に規定する場合を除く。）には，各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。この場合において，その共有持分の割合は，その識別することができなくなった当時における各財産の価格の割合に応ずる。

２　前項の共有持分は，相等しいものと推定する。

３　省略

３　本信託

第３条（信託財産－信託不動産），第４条（信託財産－金銭）及び第６（信託の追加）参照。

信託の追加については，信託法上の規定はないが，信託行為に定めがある場合や委託者と受託者が合意した場合には，認められるものと考えられている。本件信託の場合には，信託の追加条項を入れておくことで，例えば，委託者が得ている年金収入等も信託財産に追加することができることとなる。

また，信託財産は，特定されていなければならないため，「信託財産目録」の規定の仕方は注意しなければならない。最終的には，信託口座を開設する金融機関にチェックしてもらう必要がある。

第４　委託者

１　意義

「委託者」とは，信託契約等により信託する者をいう（信託法２条４号参照)。

２　信託法の規定

（１）委託者総論

（定義）
第２条
④　この法律において「委託者」とは，次条各号に掲げる方法により信託をする者をいう。

（２）委託者の権利

（委託者の権利等）
第１４５条　信託行為においては，委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる。
（信託事務の処理の状況についての報告義務）：信託事務処理状況等の報告請求権
第３６条　委託者又は受益者は，受託者に対し，信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる。
（受託者の辞任）：受託者の辞任同意権
第５７条　受託者は，委託者及び受益者の同意を得て，辞任することができる。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。
※「別段の定め」については，受託者に関する規定（信託契約第８条２項）参照。
（受託者の解任）：受託者の解任権
第５８条　委託者及び受益者は，いつでも，その合意により，受託者を解任することができる。
２　委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは，委託者及び受益者は，受託者の損害を賠償しなければならない。ただし，やむを得ない事由があったときは，この限りでない。
（関係当事者の合意等）：信託変更の同意権等
第１４９条　信託の変更は，委託者，受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては，変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。
２　省略
３　省略

４　前３項の規定にかかわらず，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

（３）委託者の地位

（委託者の地位の移転）

第１４６条　委託者の地位は，受託者及び受益者の同意を得て，又は信託行為において定めた方法に従い，第三者に移転することができる。

２　省略

（遺言信託における委託者の相続人）

第１４７条　第３条第２号に掲げる方法（遺言による信託）によって信託がされた場合には，委託者の相続人は，委託者の地位を相続により承継しない。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

※反対解釈により，信託契約の場合には，相続により委託者の地位は承継されることとなる。ただし，本信託の場合には，下記３参照。

３　本信託

第７条（委託者），第１９条（信託の変更）及び第２０条（信託の終了事由）参照。

信託法第１４６条１項により，本信託においても，当事者の同意のもと，委託者の地位を移転することができることとなる。

なお，本信託は，受益者の死亡によって終了するため（第２０条），委託者の相続人が委託者の地位を承継することとはならない。

第５　受託者

１　意義

「受託者」とは，信託行為の定めに従い，信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう（信託法２条５号参照）。

２　信託法の規定

（１）受託者総論

（受託者の資格）

第７条　信託は，未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてするこ

とができない。

（受託者の利益享受の禁止）
第８条　受託者は，受益者として信託の利益を享受する場合を除き，何人の名義をもってするかを問わず，信託の利益を享受することができない。

（２）受託者の権限

（受託者の権限の範囲）
第２６条　受託者は，信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし，信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。
※違反した場合の効果は，第２７条参照。
（信託事務の処理の第三者への委託）
第２８条　受託者は，次に掲げる場合には，信託事務の処理を第三者に委託することができる。
①　信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがあるとき。
②　以下省略

（３）受託者の義務

（受託者の注意義務）
第２９条　受託者は，信託の本旨に従い，信託事務を処理しなければならない。
２　受託者は，信託事務を処理するに当たっては，善良な管理者の注意をもって，これをしなければならない。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる注意をもって，これをするものとする。
（忠実義務）
第３０条　受託者は，受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。
（利益相反行為の制限）
第３１条　受託者は，次に掲げる行為をしてはならない。
①　信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を固有財産に帰属させ，又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。
②　信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。
③　第三者との間において信託財産のためにする行為であって，自己が当該第三者の代理人となって行うもの
④　信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任

を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

２　前項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当するときは，同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし，第２号に掲げる事由にあっては，同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは，この限りでない。

①　省略

②　受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

③　省略

④　受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であって，受益者の利益を害しないことが明らかであるとき，又は当該行為の信託財産に与える影響，当該行為の目的及び態様，受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

３　以下省略

第３２条　受託者は，受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であってこれをしないことが受益者の利益に反するものについては，これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算でしてはならない。

２　以下省略

（分別管理義務）

第３４条　受託者は，信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを，次の各号に掲げる財産の区分に応じ，当該各号に定める方法により，分別して管理しなければならない。ただし，分別して管理する方法について，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

①　第１４条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第３号に掲げるものを除く。）　当該信託の登記又は登録

②　第１４条の信託の登記又は登録をすることができない財産（次号に掲げるものを除く。）　次のイ又はロに掲げる財産の区分に応じ，当該イ又はロに定める方法

イ　動産（金銭を除く。）　信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法

ロ　金銭その他のイに掲げる財産以外の財産　その計算を明らかにする方法

③　法務省令で定める財産　当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの

２　前項ただし書の規定にかかわらず，同項第１号に掲げる財産について第１４条の信託の登記又は登録をする義務は，これを免除することができない。

（信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する義務）

第３５条　第２８条の規定により信託事務の処理を第三者に委託するときは，受託者は，信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならない。

２　第２８条の規定により信託事務の処理を第三者に委託したときは，受託者は，当該第三者に対し，信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければな

らない。

3　受託者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に委託したときは，前２項の規定は，適用しない。ただし，受託者は，当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときは，その旨の受益者に対する通知，当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならない。

①　信託行為において指名された第三者

②　信託行為において受託者が委託者又は受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において，当該定めに従い指名された第三者

4　前項ただし書の規定にかかわらず，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

（信託事務の処理の状況についての報告義務）

第３６条　委託者又は受益者は，受託者に対し，信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる。

（帳簿等の作成等，報告及び保存の義務）

第３７条　受託者は，信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため，法務省令で定めるところにより，信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　受託者は，毎年１回，一定の時期に，法務省令で定めるところにより，貸借対照表，損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

3　受託者は，前項の書類又は電磁的記録を作成したときは，その内容について受益者（信託管理人が現に存する場合にあっては，信託管理人）に報告しなければならない。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

4　受託者は，第１項の書類又は電磁的記録を作成した場合には，その作成の日から１０年間（当該期間内に信託の清算の結了があったときは，その日までの間。次項において同じ。），当該書類（当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては，当該電磁的記録）又は電磁的記録（当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては，当該書面）を保存しなければならない。ただし，受益者（２人以上の受益者が現に存する場合にあってはそのすべての受益者，信託管理人が現に存する場合にあっては信託管理人。第６項ただし書において同じ。）に対し，当該書類若しくはその写しを交付し，又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは，この限りでない。

5　受託者は，信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し，又は取得した場合には，その作成又は取得の日から１０年間，当該書類（当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては，当該電磁的記録）又は電磁的記録（当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては，当該書面）を保存しなければならない。この場合においては，前項ただし書の規定を準用する。

６　受託者は，第２項の書類又は電磁的記録を作成した場合には，信託の清算の結了の日までの間，当該書類（当該書類に代えて電磁的記録を法務省令で定める方法により作成した場合にあっては，当該電磁的記録）又は電磁的記録（当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては，当該書面）を保存しなければならない。ただし，その作成の日から１０年間を経過した後において，受益者に対し，当該書類若しくはその写しを交付し，又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは，この限りでない。

（４）受託者の権利

（信託財産からの費用等の償還等）

第４８条　受託者は，信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合には，信託財産から当該費用及び支出の日以後におけるその利息（以下「費用等」という。）の償還を受けることができる。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

２　受託者は，信託事務を処理するについて費用を要するときは，信託財産からその前払を受けることができる。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

３　受託者は，前項本文の規定により信託財産から費用の前払を受けるには，受益者に対し，前払を受ける額及びその算定根拠を通知しなければならない。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

４　省略

５　第１項又は第２項の場合には，受託者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けることを妨げない。

（受託者の信託報酬）

第５４条　受託者は，信託の引受けについて商法（明治３２年法律第４８号）第５１２条の規定の適用がある場合のほか，信託行為に受託者が信託財産から信託報酬（信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）を受ける旨の定めがある場合に限り，信託財産から信託報酬を受けることができる。

２　以下省略

（５）受託者の変更

（受託者の任務の終了事由）

第５６条　受託者の任務は，信託の清算が結了した場合のほか，次に掲げる事由によって終了する。ただし，第３号に掲げる事由による場合にあっては，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

①　受託者である個人の死亡

②　受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

③　受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決

定を受けたこと。
④　受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。
⑤　次条の規定による受託者の辞任
⑥　第５８条の規定による受託者の解任
⑦　信託行為において定めた事由
２　以下省略
（新受託者の選任）
第６２条　第５６条第１項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において，信託行為に新たな受託者（以下「新受託者」という。）に関する定めがないとき，又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず，若しくはこれをすることができないときは，委託者及び受益者は，その合意により，新受託者を選任することができる。
２　省略
３　省略
４　第１項の場合において，同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは，裁判所は，利害関係人の申立てにより，新受託者を選任することができる。
５　以下省略

３　本信託
第８条（受託者），第９条（受託者の信託事務），第１０条（信託事務の処理の第三者への委託），第１１条（善管注意義務），第１２条（分別管理義務），第１３条（帳簿等の作成等，報告及び保存の義務），第１４条（信託費用の償還）及び第１５条（信託報酬）参照。

第６　受益者

１　意義

「受益者」とは，受益権を有する者をいう（信託法第２条６号参照）。
「受益権」とは，信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう（信託法第２条７号参照）。

２　信託法の規定

（定義）
第２条

⑥　この法律において「受益者」とは，受益権を有する者をいう。
⑦　この法律において「受益権」とは，信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。

（受益権の取得）

第８８条　信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者（次条第１項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。）は，当然に受益権を取得する。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによる。

２　省略

（受益権の譲渡性）

第９３条　受益者は，その有する受益権を譲り渡すことができる。ただし，その性質がこれを許さないときは，この限りでない。

２　前項の規定は，信託行為に別段の定めがあるときは，適用しない。ただし，その定めは，善意の第三者に対抗することができない。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第９４条　受益権の譲渡は，譲渡人が受託者に通知をし，又は受託者が承諾をしなければ，受託者その他の第三者に対抗することができない。

２　前項の通知及び承諾は，確定日付のある証書によってしなければ，受託者以外の第三者に対抗することができない。

（受益権の譲渡における受託者の抗弁）

第９５条　受託者は，前条第一項の通知又は承諾がされるまでに譲渡人に対し生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

３　本信託

第１６条（受益者），第１７条（受益権）及び第１８条（受益権の譲渡）参照。

第７　家族信託に関する手続きの流れ

１　内容の調査等及び契約書作成

２　信託口座開設の手続き

事前に信託銀行に契約書案の確認をしなければならない。

３　公正証書作成の手続き

事前に交渉役場に契約書案の確認をしなければならない。

４　司法書士との契約

５　登記手続き

以上